

# 保育所等における園外活動支援事業

## 事業概要

バス等の送迎により、豊かな自然の中での外遊びの機会を提供することで、子供たちに様々な実体験の機会を提供するとともに、地域を超えた保育所等との交流を通して、子供たちが普段よりも多い人数の中での活動により社会性を身に着け、かつ、保育者同士が交流することで、多様な保育の提供及び保育の質の向上を図る。

### 【補助要件】

以下の2点を実施する場合に、必要経費を補助する。

- ① バス等の送迎により、豊かな自然の中での外遊びの機会(園外活動)を提供すること。  
(国の「広域的保育所等利用事業」の対象とならない、対象施設(法人)が自ら実施する場合のみ対象)
- ② ①に加えて、施設間の交流を通じた園外活動を実施すること(複数回)

## 対象施設

認可保育所、認定こども園、認証保育所、小規模保育事業、その他区市町村が事業の実施を行う施設として適切と認めた施設

### 【対象施設の要件】

- 送迎方法・経路の設定について、児童の安全確保が図られており、区市町村が適切と認めた施設
- 施設間交流は、運営主体の異なる複数の施設で実施すること

## 園外活動の実施場所

- 豊かな自然の中での外遊びの機会を提供できる公園等
- 本事業の送迎により、対象施設から日常的に幼児が使用できる程度の距離にあること(ただし、施設間交流の場合は、遠隔地でも可)

## 令和2年度予算額

12,000千円



## 補助対象経費

補助項目	補助基準額
バス等借上げ費(1施設当たり)	800千円
事業費(1施設あたり)	2,500千円

【負担割合】 都1/2 事業者1/2

※区市町村を通じて補助

# 国事業との比較

	国事業 (広域的保育所等利用事業)	都事業 (保育所等における園外活動支援事業)
目的	保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所(公園、広場、神社境内等)の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるような体制整備を行う。	豊かな自然の中での外遊びの機会を提供するとともに、地域を超えた保育所等との交流を通して、子供たちが普段よりも多い人数の中での活動により社会性を身に着け、かつ、保育者同士が交流することで、多様な保育の提供及び保育の質の向上を図る。
実施主体	区市町村 (区市町村が直営又は適当と認めるものに委託)	事業者
施設	保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、地方単独保育施策、その他(条件を満たす企業主導型保育事業、幼稚園等)	保育所、認定こども園、認証保育所、小規模保育事業、その他区市町村が事業の実施を行う施設として適切と認めた施設
条件	—	施設間の交流を通じた園外活動を実施する場合のみ
活動範囲	保育所等の在園児が日常的に使用できる距離で、移動に当たって安全が確保されていること	国事業と同様 (ただし、施設間の交流を実施する場合は遠隔地も可)
補助基準額	(1)バス購入費又は借上げ費 ①購入費(1事業当たり) 15,000千円 ②借上げ費(1事業当たり) 7,500千円 (2)保育士等雇上費 保育所等(1か所当たり) 5,000千円 (3)運転手雇上費 保育所等(1か所当たり) 5,000千円 (4)事業費(駐車場の賃借料、燃料費等) 10,092千円	(1)バス等借上げ費(1施設当たり) 800千円 (2)事業費(駐車場の賃借料、燃料費の他、事業実施に必要な経費) (1施設当たり) 2,500千円
負担割合	国1/2、区市町村1/2	都1/2、事業者1/2